

平成27年度 第2回富田林市都市計画審議会 議事録

平成27年11月26日開催

市役所2階 全員協議会室

○内容

- ・議第1号 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について（付議）
- ・議第2号 南部大阪都市計画中野町西二丁目地区地区計画の決定について（付議）
- ・議第3号 南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（諮問）
- ・報告1 都市計画道路の見直しについて
- ・報告2 市街化調整区域における地区計画の提案について（錦織北二丁目地区）
- ・その他1 議事録ウェブサイトへの公開について

○富田林市都市計画審議会委員

・出席委員

山元 直美、石原 三和、増田 昇、佐久間 康富、奥田 良久、草尾 勝司、川谷 洋史、高山 裕次、京谷 精久、山本 剛史、岡田 英樹、伊東 寛光、吉年 千寿子、高津 宏至、山内 庸行、渡邊 ヒロミ

・オブザーバー

岡警部補（富田林警察交通課）

・欠席委員

置田 修、土井 廣和、吉村 善美、鈴木 憲、若林 学

○事務局

北野 俊夫、坂本 信行、仲野 仁人、尾崎 竜也、阪谷 俊哉、鷹野 友美、望月 授、加茂 武

《事務局：尾崎》

みなさん、おはようございます。それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成27年度第2回富田林市都市計画審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。会議次第、委員名簿、配席図、議案書、資料を用意させていただいております。配布資料に漏れなどはございませんでしょうか。

本日は、委員総数21名中、現在15名にご出席をいただいております。審議会条例第5条第2項による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

なお、佐久間委員におかれましては、少し遅れての参加との連絡をいただいております。また、置田委員、土井委員、吉村委員、鈴木委員におかれましては、本日はご欠席との連絡をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

また、北野まちづくり政策部長につきましては、ただいま、他の公務が重なっております。そちらが終了次第途中参加させていただく予定ですのでよろしくお願いいたします。

ご承知のとおり、本審議会の議事につきましては、本市の「会議の公開に関する指針」により公開することとなっておりますので、あらかじめご了承願います。

では、議事に入ります前に、事務局よりお知らせがございます。ご発言の際には、マイクのボタンを押していただいております。ご発言いただきますようお願いいたします。

また、本日プロジェクターの不具合により、一部画面に見づらい箇所がございますが、配布資料と併せてご確認くださいませようよろしくお願いいたします。

それでは、以後の進行につきましては増田会長にお願い申し上げます。

《議長：増田会長》

みなさん、おはようございます。本日は27年度第2回富田林市都市計画審議会を開催したいと思います。お手元の会議次第にございますように、議案が3件、報告案件が2件、その他案件が1件ということで、通常より多くございますのでスムーズな進行よろしくお願ひしたいと思います。また、1時間ぐらいのところでは休憩をとりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、座って議事進行させていただきます。それではまず、次第に基づきまして、次第2、議案に入りたいと思います。第1号議案、「南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」事務局の方から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

《事務局：加茂》

まちづくり推進課の加茂と申します。よろしくお願い致します。

それでは、議第1号としまして、「南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」説明させていただきます。お手元の資料、議案書では1ページになります。前面のスクリーンにも同じものを表示しておりますので、そちらもご覧ください。

万が一、スクリーンに見づらい箇所などございましたら、右上に、お手元の資料のページ数を表示しております。また、説明の途中に生産緑地法第何条といった表現が出てまいりますので、資料の11ページから17ページに生産緑地法を添付しております。適宜ご参照ください。それでは説明させていただきます。

生産緑地とは、市街化区域内にある農地で、良好な都市環境の形成に資するために保全するもので、生産緑地法第3条において規定されています。また、生産緑地は、都市計画法第8条で定める地域地区の1つであり、生産緑地地区の決定については、都市計画法に基づくものとなります。

なお、決定権者は富田林市であることから、本審議会での議決を経て、都市計画決定を行うこととなります。続きまして、制度の概要についてご説明します。

生産緑地地区として指定するには、市街化区域内において現に農業の用に供されている農地であり、面積が一団で500平方メートル以上である、という要件を満たさなければなりません。一度、指定を受けると、基本的に農地等以外の土地利用ができなくなりますが、例外として、生産緑地法第10条による買取り申出後の行為制限解除により、農地等以外の土地利用をすることができます。次に、この第10条の買取り申出についてご説明します。

生産緑地法第10条による買取り申出とは、市や近隣の農業従事者などに対して生産緑地の買取りを求めるもので、指定から30年が経過した場合や、農業に従事されている方が死亡や故障で農業に従事できない状態になった場合、生産緑地法第10条の買取り申出の手続きが可能になります。ここで言う故障とは、農業従事が不可能な身体障がいや病気のことを指します。買取り申出がなされた土地について、市は申し出の日から1ヶ月以内に、買い取るか、買い取らないかの回答をしなければなりません。

結果として買い取らなかった場合、申し出地について、市の方から農協や農業委員会に依頼し、農業従事されている方に斡旋を行います。斡旋が成立した場合、生産緑地として農地を売買することが可能になります。斡旋が不成立の場合は、生産緑地地区としての土地利用の制限がなくなることになります。これを行為制限解除といい、生産緑地法第14条に規定されています。行為制限解除になると、農地等以外の土地利用が可能になります。行為制限解除となるまでの所要期間は、買取り申出提出の日から3ヶ月となります。以上で、買取り申出についての説明を終わります。

本審議会では、このように買取り申出があり、生産緑地法上、行為制限解除となった生産緑地について、都市計画法上の手続きとして、生産緑地地区の区域変更、それに伴う地区の分割による追加及び廃止の都市計画決定を行ってまいります。それでは、今回の生産緑地地区の変更地区の説明をさせていただきます。

まず、緑色の線で囲っております喜志町一丁目3ですが、黄色で着色しております約0.46ヘクタールを廃止し、約1.53ヘクタールに区域変更するものです。変更の理由は、生産緑地法第10条に基づく主たる農業従事者の故障・死亡によるものです。

また、黄色で着色した部分の廃止に伴う分割により、青色で着色した約0.7ヘクタールを、喜志町一丁目5として新たに名称を定めるものです。こちらが、喜志町一丁目3の制限解除箇所の現況写真でございます。

次に、喜志町三丁目2ですが、黄色で着色しております約0.11ヘクタールを廃止し、約0.09ヘクタールに区域変更するものです。変更の理由は、主たる農業従事者の死亡によるものです。こちらが、喜志町三丁目2の制限解除箇所の現況写真でございます。

次に、中野町二丁目4ですが、黄色で着色しております地区面積の全てに当たる約0.13ヘクタールを、主たる農業従事者の故障により廃止するものです。こちらが、中野町二丁目4の現況写真でございます。

次に、若松町西一丁目4ですが、黄色で着色しております地区面積の全てに当たる約0.24ヘクタールを、主たる農業従事者の死亡により廃止するものです。こちらが、若松町西一丁目4の現況写真でございます。

次に、若松町西二丁目5ですが、黄色で着色しております地区面積の全てに当たる約0.23ヘクタールを、主たる農業従事者の故障により廃止するものです。こちらが、若松町西二丁目5の現況写真でございます。

次に、昭和町一丁目1ですが、黄色で着色しております約0.02ヘクタールを廃止し、約0.29ヘクタールに区域変更するものです。変更の理由は、主たる農業従事者の死亡によるものです。こちらが、昭和町一丁目1の制限解除箇所の現況写真でございます。

次に、甲田8ですが、黄色で着色しております約0.13ヘクタールを廃止し、約0.51ヘクタールに区域変更するものです。変更の理由は、主たる農業従事者の故障によるものです。

また、黄色で着色した部分の廃止に伴う分割により、青色で着色した約0.1ヘクタールを、甲田42地区として新たに名称を定めるものです。

次に、甲田34ですが、黄色で着色しております約0.04ヘクタールを廃止し、約0.28ヘクタールに区域変更するものです。変更の理由は、主たる農業従事者の故障によるものです。こちらが、甲田8、甲田34の制限解除箇所の現況写真でございます。

次に、甲田21ですが、黄色で着色しております地区面積の全てに当たる約0.15ヘクタールを、主たる農業従事者の故障・死亡により廃止するものです。こちらが、甲田21の現況写真でございます。

次に、山中田町二丁目2ですが、黄色で着色しております約0.1ヘクタールを廃止し、約0.28ヘクタールに区域変更するものです。変更の理由は、主たる農業従事者の死亡によるものです。こちらが、山中田町二丁目2の制限解除箇所の現況写真でございます。

次に、北大伴町二丁目1ですが、黄色で着色しております約0.05ヘクタールを廃止し、約0.76ヘクタールに区域変更するものです。変更の理由は、主たる農業従事者の故障によるものです。

また、黄色で着色した部分の廃止に伴う分割により、青色で着色した約0.15ヘクタールを、北大伴町二丁目2地区として新たに名称を定めるものです。こちらが、北大伴町二丁目1の制限解除箇所の現況写真でございます。

最後に、向陽台一丁目1ですが、黄色で着色しております地区面積の全てに当たる約0.36ヘクタールを、主たる農業従事者の死亡により廃止するものです。こちらが、向陽台一丁目1の現況写真でございます。以上で、変更地区の説明を終わります。

なお、今回の変更地区の一覧は、画面に表示しております新旧対照表のとおりとなります。また、新旧対照表については議案書12ページにも添付しております。

都市計画変更の理由につきましては、生産緑地法第10条の規定に基づく買取り申出後の行為制限解除に伴い、喜志町一丁目3地区ほか14地区について、区域変更、それに伴う地区の分割による追加及び廃止を行うものでございます。

これらの生産緑地地区についての都市計画法上の手続きの流れはこのようになります。都市計画の案を作成したのち、大阪府との協議を行い、平成27年10月20日から11月4日までの期間、都市計画の案の縦覧を行いました。縦覧期間中の意見書の提出はありませんでした。そして、今回、本審議会にて議決をいただければ、都市計画決定となり、都市計画の告示・縦覧を行ってまいります。

なお、原案どおり変更が議決されれば、本市の生産緑地地区は議案書4ページから11ページに記載しております、274地区、面積約60.25ヘクタールへ変更となります。

以上で説明を終わります。議第1号、南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について、ご審議の方よろしくお願いいたします。

《議長：増田会長》

はい、ありがとうございました。ただいま説明を受けました議第1号「南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」、何かご質問あるいはご意見ございますでしょうか。いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。はい、山内委員。

《山内委員》

何にもなければ、教えていただきたいんですけど、農地があって生産緑地があると。私の家の前にもあるからわかるんですけど、環境上ありがたいと思うんですけども。それから一般の土地があると。非常に基本的なことでも申し訳ないんですけど、税法上の扱いの違いについて教えていただきたいのと、富田林市の農地の面積と生産緑地の面積、どのぐらいあるのか。

3点目は、生産緑地法によると、第7条には当該生産緑地を農地として管理せないかと書いてあるんですけど、現実に見てみますと、駐車場みたいなところもあったし、雑草もあったし、我が家の前でも時折、耕しておられて、その方を批判するという意味やなしに現状を申し上げてるんですが、雑草とったりはされてますけども、農地として管理するという範囲はどの範囲なのか、この3点ちょっと教えてください。

《議長：増田会長》

はい、事務局の方がいかがでしょうか。はい。

《事務局：仲野》

税法上の扱いになるんですけども、生産緑地として指定されると、通常市街化区域内であれば、宅地並み課税になるんですけど、指定することによって農地として課税されるので、かなり税制的に優遇されることになります。

で、2点目の農地面積になるんですけども、市街化区域内農地としての面積が35.71ヘクタール、生産緑地としての面積が今現在62.27ヘクタールっていう形になりますんで、要は生産緑地として指定されてない市街化区域内農地が存在すると。だからこれは宅地並み課税を払われておられると。あと、プラス富田林市には市街化調整区域がございますので、すみません、ちょっと調整区域の農地面積今ちょっと現在、手元に資料がないのでわからないんですけども、こういう優遇措置を受けられている農地の方が圧倒的に多い、まあ普通に考えたらそっちの方がね、妥当性がある話やなあということですね。

で、3点目の農地としての管理状況っていう話なんですけど、当然富田林市役所の中、多分他の自治体さんも一緒やと思うんですけど、農林課さんと課税課さんとうちみたいな都市計画部局というのが連携させていただきまして、例えば生産緑地を勝手に雑種地扱いされているということが判明した場合、当然、課税の方もさっき言った税制上の優遇を受けてることがおかしくなってきますので、その3課が連携してもとの農地に戻していただくように指導させていただいております。実際、その農地の管理としての話になってくるとね、どこを農地やと見るのはなかなか難しいところはあると思うんですけども、そこにつきましてもさきほど言った、うちの農林課さんの方から色々ご指導していただいているっていうのが、運用上の今の現状ですね。っていう形で、とりあえず1月になるんですかね、課税さんの方から生産緑地としてよろしくない状態になってる場合っていうのは、当然あがってきた時に課税としての

対応もしなくてはならなくなりますのでね、さきほど言ったみたいに、本人さんのご意向もちゃんと確認した上で、当然税金が上がりますよ、っていうところですね。当然、この手続きをやっていただかないとだめやっていうのが大前提にあるんですけども、この手続きにのれる、のられへんっていうところも踏まえて指導させていただいております。それが運用上の現状となっております。以上です。

《議長：増田会長》

よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

《山内委員》

だいたいわかります、おっしゃっていることは。ただ、申し上げてるのは、3点目、農地として管理するという範囲がね、雑草が生えとっても農地なんですか。あるいは、駐車場は絶対農地じゃないと思うんですけど、ただでさえ税金が減っているのにね、そこだけが漏れとったらね、ちょっとアンフェアな感じも受けないこともありませんよね。

それとついでにもう1点。この付表は、説明していただいた通りなんか、この議案書に書いてあるのは、いっぱい書いてあるのにその中の一部のような気がして、僕の見方が不十分やと思うんですけども、例えば、高辺台二丁目、三丁目も入ってあんなんですけど、議案書のページ4から11までで、今説明いただいたのはその一部のような気がするんですけど、その関連をちょっと頭の整理のために教えてください。

《議長：増田会長》

はい、いかがでしょうか。

《事務局：仲野》

あの、生産緑地の場合、樹林地っていうんですかね、植林地も含まれることになりますので、結局そのときに植樹はされてるんですけど、ちょっと雑草も生えてる場合もあると思うですよ。ただ、基本的には農地ということになりますんで、やっぱり普通は畝作って畑の状態とか、そういうところが適正な使用になるのかなと思います。あまり、さっき言ったみたいにひどい場合はね、さきほど言ったみたいな形で、ちゃんと農地として、場合によっては、税法上の話も当然出てきますので、その中で指導させていただいております。

で、議案書の中の一覧表になるんですけど、これは、都計図書になりますので、これがこのスタイルになる、という風にご理解いただければと。で、この中にはさきほど言った274地区かな、変更後の区域を全て網羅させていただいてますので、今ここに書いてるこの一覧表が、今現在富田林市にある全ての生産緑地地区やという風に見ていただければと思います。

《山内委員》

付表が、今日今回の審議会だと。

《事務局：仲野》

そうです、そうです。はい。

《議長：増田会長》

今回変更したところを説明してて、変更のないところについては、説明をしてないということです。

《山内委員》

前回にもう済んでるということやね、変更が。

《事務局：仲野》

そうですね。だからこれが、今回の議決いただいた最終の富田林市の生産緑地地区が全てこれやと。この形になるということです。

《議長：増田会長》

はい、よろしいでしょうか。はい。それでは、皆さん方にお諮りしたいと思いますけれども、第1号議案につきまして、原案どおり可決する事で、ご異議ございませんでしょうか。

《委 員》

異議なし。

《議長：増田会長》

はい、ありがとうございます。

異議なしでございますので、第1号議案「南部大阪都市計画生産緑地地区の変更」につきましては、原案どおり可決することといたします。ありがとうございました。

それでは、続きまして、第2号議案「南部大阪都市計画の中野町西二丁目地区地区計画の決定について」事務局より説明をお願いしたいと思います。

《事務局：望月》

まちづくり推進課の望月と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、「議第2号 南部大阪都市計画の中野町西二丁目地区地区計画の決定について」の説明をさせていただきます。議案書は13ページ、資料は19ページとなりますので、適宜ご覧ください。

この案件はかねてより本審議会にてご報告させていただいている内容となりますので、まず、地区計画の内容、次に、協議経過、続いて、前回の審議会でのご意見に対する回答について、最後に、都市計画手続きについて、説明させていただきます。

まず、地区計画の内容について説明させていただきます。「地区計画」とは、地域のまちづくりに寄与できるものであれば、市街化調整区域における相当程度の開発行為でも可能とするもので、地方自治体の責任において地域の特性に応じたまちづくりを行うことができる制度です。本市では、都市計画マスタープランの土地利用方針において、「土地利用調整エリア」に定められた地域で、「市街化調整区域における地区計画ガイドライン」を遵守したものが都市計画提案可能となっています。今回の計画地は

前面のスクリーンで赤色で示した部分で、近鉄喜志駅、近鉄富田林駅のおおよそ中間地点にあたる大阪外環状線沿道の中野町西二丁目に位置します。建物用途は物品販売店舗で、平成26年11月4日に株式会社しまむらから提案されたもので、地区計画ガイドラインでは、非住居系の幹線道路沿道型になります。

続きまして、計画書について説明いたします。名称南部大阪都市計画中野町西二丁目地区地区計画、位置中野町西二丁目地内、面積約0.52ヘクタールの計画となっております。

区域の整備・開発及び保全の方針について、順に説明いたします。まず、地区計画の目標といたしまして、「当地区は富田林市の中部地区に位置し、大阪外環状線沿道では、商業施設や農地が混在している地区である。このため、本地区計画では、建築物の規制と誘導を行い、商業施設の適正な立地を図り、良好な都市環境の形成を目指す。」としております。

次に、土地利用の方針といたしまして、「幹線道路沿道の利便性を生かし、良好で周辺環境と調和のとれた商業地区の形成を図る。」としております。

次に、地区施設の整備の方針といたしまして、「周辺環境と調和した土地利用を図るため、北側の既設道路と一体利用できる緑道を地区施設として位置付けし整備を行う。」としております。

次に、建築物等の整備の方針といたしまして、「建築物の用途及び壁面の位置の制限等を行うことにより、良好な商業施設の形成を図る。」としております。

次に、その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針といたしまして、「みどり豊かな潤いのある街並みの形成を図るため、敷地内の緑化に努める。」としております。

続きまして、地区整備計画の内容について説明いたします。今回の地区計画により整備される地区施設は、緑道となります。区域内の建築物に関する制限についてですが、建築物の用途の制限として、物品販売店舗、飲食店、これらに付随する事務所、自動車車庫、倉庫業を営まない倉庫とし、無秩序な土地利用を規制します。

次に、建築物の敷地面積の最低限度を地区計画決定時の敷地面積とすることで、今後、将来的にこの土地で開発行為等が行われる際に、敷地の分割ができないように制限します。

次に、壁面の位置を幹線道路側からは5メートル、それ以外からは3メートルとし、高さの限度を15メートル以下としています。斜線制限に関しましては、用途地域で言うと第一種・第二種中高層住居専用地域と同様の制限となります。垣又はさくの構造の制限として、道路に面する垣又はさくの構造は、透視可能なフェンス等とし、ただし、フェンス等を設置する場合は、道路等との間に植栽を組合せるなど、景観に配慮したものとしております。

また、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限として、屋根、外壁等の形態及び色彩は、大阪府景観計画に基づく基準を遵守し、周辺環境と調和し、落ち着いた形状・色合いとしています。

また、区域内の土地利用に関する制限として、緑地に関しては計画区域面積の20パーセント以上緑化を確保することとし、雨水排水に関しては、周辺への影響をできるだけ軽減するため、透水性舗装等を計画地に設けるものとしています。

都市計画決定の理由といたしましては、地区計画を予定している富田林市中野町西二丁目内の計画地は、平成25年度に時点修正を行った「富田林市都市計画マスタープラン（平成19年度改訂）」の土地利用方針における「土地利用調整エリア」であり、かつ「第4次富田林市総合計画」の土地利用構想では「市街地ゾーン」として位置づけている地区である。総合計画では、この「市街地ゾーン」について、

未形成の地域については、周辺の土地利用など開発の適正度を常に考慮しながら面的整備を促進し、良好な生活環境の整った市街地整備を図るものとしている。また、計画地周辺は近年、農地以外の土地利用が見受けられるようになってきている。このようなことから、周辺の住環境及び営農環境等との調和にできる限り配慮した商業地として計画的な市街地形成を図るため、地区計画を決定しようとするものであります。

次に、関係機関との協議経過について説明いたします。今回の提案については、都市計画の手続きの中で、こちらの大阪府関係各課 7 課と富田林警察交通課と協議を行ってまいりました。詳細については、前回の審議会にて説明させていただいておりますので割愛させていただきますが、主な協議内容についてはスクリーンに示しているとおりでです。

また、前回の審議会ではスクリーンに示しておりますご意見を伺っております。混雑が予想されるオープン時における臨時駐車場等の設置による違法駐車対策ですが、提案者に確認させていただいたところ、オープン時には近隣に臨時駐車場を確保し、入庫待ち渋滞が極力起きないように配慮するものとされております。また、オープン時に従業員は乗り合わせを行い、敷地内は来客用車両をメインとして駐車することに加え、警備員を適宜配置するものとされております。

最後に、「都市計画手続きについて」、説明いたします。前回の審議会後、平成27年8月18日から31日までの2週間、都市計画法第17条に基づく案の公告・縦覧を行い、利害関係者・市民の意見書の提出期間を設けましたが、縦覧者及び意見書の提出はありませんでした。本日の審議会にて議決をいただければ、都市計画決定となります。都市計画決定後は、さきほど説明いたしました地区整備計画の制限に担保性を持たせるため、建築条例を制定し、開発許可等の関係法令による手続きを進めていくこととなります。なお、提案者は平成28年秋ごろのオープンを目指しております。

以上で、説明を終わらせていただきます。議第2号「南部大阪都市計画 中野町西二丁目地区地区計画の決定について」、ご審議のほどよろしく願いいたします。

《議長：増田会長》

はい、どうもありがとうございました。ただいま、議第2号、地区計画の決定についてご説明をいただきましたけども、何かご意見あるいはご質問等ございませんでしょうか。何回かここで意見交換もしてきたということですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい。わかりました。まあ従前にかなり意見をつめてきたということがございましたので、お諮りをしたいと思います。

議第2号「南部大阪都市計画 中野町西二丁目地区地区計画の決定について」原案どおり可決する事で、ご異議ございませんでしょうか。

《委員》

異議なし。

《議長：増田会長》

はい、ありがとうございます。異議なしの声でございます。原案どおり可決する事といたします。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、「議第3号 南部大阪都市計画 区域の整備、開発及び保全の方針の変更につい

て、これは諮問案件になりますけれども、説明のほどよろしくお願いいたします。

《事務局：望月》

それでは、議第3号としまして「南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、説明させていただきます。議案書は21ページ、資料は25ページになります。

本日、ご審議いただきます「南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、大阪府決定の都市計画となります。都道府県決定の都市計画は、都市計画法第18条第1項により、関係市町村の意見を聴き、かつ、都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画決定をするものとされています。この度、大阪府より11月10日付けで市への意見照会がありましたので、本日の審議会は、大阪府の都市計画案に対する富田林市としての意見を決めていただく諮問を行わせていただくものでございます。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」とは、都市計画法第6条の2により、市町村の枠を超えた広域的な見地から、都市計画の基本方針として都道府県が定めるものとなっています。通称、「都市計画区域マスタープラン」と呼ばれています。本日の説明では、都市計画区域マスタープランという言葉で説明を進めさせていただきます。

大阪府では、府域を4つの区域に分けて、大阪都市計画区域マスタープラン、北部大阪都市計画区域マスタープラン、東部大阪都市計画区域マスタープラン、南部大阪都市計画区域マスタープランの各計画を定められています。本市を含む22市町村の都市計画区域は、南部大阪都市計画区域マスタープランの区域となります。

次に、都市計画区域マスタープランと関連諸計画との関係ですが、都市計画区域マスタープランは、上位計画である大阪府国土利用計画を踏まえ、定められます。また、大阪府や市町村が定める都市計画及び市町村の都市計画マスタープランは、都市計画区域マスタープランに即することが必要とされ、大阪府住宅まちづくりマスタープランなどの関連諸計画との整合が求められます。

次に、都市計画変更の理由についてですが、南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のうち、区域区分（線引き）の決定に関する方針が目標年次である平成27年を迎えたことから変更を行うものです。

続きまして、主な変更点についてですが、都市計画区域マスタープランの構成として、画面上で示しております第1章から第5章のうち、第3章土地利用に関する方針の中の区域区分（線引き）の決定に関する方針を変更するものになります。こちらは、平成25年度に大阪府が策定した「第7回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針」に基づき、変更を行うものです。

「第7回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針」では、区域区分変更の考え方を3点示しています。

1番目に、市街化区域への編入についてですが、主要な幹線道路沿道において、産業系土地利用を誘導する場合や市町村マスタープランなどに地域の生活拠点として位置づけられた鉄道駅などへの徒歩圏の区域にある住宅系土地利用に限定しています。

2番目に、緑化の目標についてですが、新市街地だけではなく、既成市街地を市街化区域に編入する場合においても、緑化の目標を定めるものとしています。

3番目に、市街化調整区域への編入についてですが、市街化区域のうち、計画的な市街地整備の見込みがない区域は、市街化調整区域への編入を進めるものとしています。

大阪府の基本的な考え方をまとめると、市街化区域への編入は必要最小限とし、整備の見込みがない区域は市街化調整区域への編入を進めるといったコンパクトなまちづくりを目指すものとされています。なお、今回の変更案については事務局としましては、「支障なし」と考えております。

最後に、「大阪府の今後の流れ」についてですが、11月10日付けで大阪府より市に対して意見照会がされています。また併せて、11月10日から11月24日まで都市計画法第17条に基づく案の公告・縦覧が行われています。そして、本日、大阪府からの意見照会により、市都市計画審議会にて諮問を行っています。市都市計画審議会後は、市から大阪府に対して意見回答を行います。その後、府都市計画審議会が開催され、議決を得られると、国との協議を経て、都市計画決定告示となります。

以上で、説明を終わらせていただきます。「議第3号 南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、ご審議のほどよろしくお願いたします。

《議長：増田会長》

ただいま、ご説明をいただきました議第3号について、何かご質問、あるいはご意見等ございますでしょうか。いかがでしょうか。はい、佐久間委員どうぞ。

《佐久間委員》

おはようございます。遅れてすみませんでした。最後の区域区分変更についての基本方針で、市街化区域編入のところで市町村マスタープランに生活拠点として位置づけられた生活拠点は全てですか。どこになるんですか。事実関係の確認です。お願いします。

《議長：増田会長》

ご質問ですけど、いかがでしょうか。

《事務局：望月》

本市の場合ですと、市街化区域への編入について、市町村都市計画マスタープランに定められた地域の生活拠点に位置づけられた鉄道駅としましては、本市に所在します全駅が該当となります。以上です。

《議長：増田会長》

はい、よろしいでしょうか。他いかがでしょうか。はい、山内委員どうぞ。

《山内委員》

また基本的なことで恐縮なんですけども、この変更点についてというのは、下線のあるところが変更箇所と書いてありますけれども、これが新たに追加されたとしたら、文章が読めないの、たぶん修正されている部分があったり、追加された部分があったりすると思うんですけども、何がどう変わったのかというのが僕にはわかりにくかったというのが1点。それと後1点、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の地図の中で、4つの区分の中で、都市計画区域外というのが小さく南の端か西の端かにあるんですけど、これはどんなものか参考までに教えてください。

〈議長：増田会長〉

はい、いかがでしょうか、事務局の方。

〈事務局：仲野〉

議案書の方の89ページになるんですけども、こちらの方にすみません、新旧対照表を付けさせていただいております。今回の変更箇所ですが、山内委員おっしゃったみたいに文言の整理が今回の府さんの変更の大きなポイントです。1番分かりやすいのは90ページにあるやつなんですけれども、前の現行案では「努めます」、ちょうど真ん中ですね、中段からちょっと下のところに、「市街化区域のうち、今後も長期にわたり計画的な市街地整備の見込みがない区域は、極力市街化調整区域へ編入することに努めます。」というのが、今の原文です。これを今度の改定では、「進めます」とより明確な位置づけに変更している、こちらのパワーポイントの方で説明しましたように、より文言を明確な位置づけに今回の変更の中ではされておられます。この1番最後に書かせてもらっている、今、人口が減っているという中で、国はコンパクトシティを目指しなさいという指導が出ていますので、大阪府さんもそれに基づきまして、より明確な、だから、市区編入については、今後基本よっぽどのことがない限り認めないよと、反対に、今までは「努めます」というような表現やったのをもっと明確な位置づけに変更しているというのが大きなポイントです。

〈議長：増田会長〉

はい、よろしいでしょうか。もう1点、岬町のところに都市計画区域外がございます。

〈事務局：仲野〉

あとすみません、都市計画区域というのがそもそも区域を定められた中に、この都市計画法というのは及ぶんですけども、これ、岬町の和歌山との境のね、すごい山の中なんですよ、だから、そもそも都市計画区域に設定されていないと、だから、このさっき言った区域マスタープランとかこういうものが及ばない地域として、だから、大阪で唯一都市計画区域になってないのはここだけですわ。もっと他府県行ったらね、もっとすごい大きいエリアで都市計画区域のない地区というのはあるんですけども。そうですね、建築基準法は適用されるので、建物を建てるのに集団規定というのがちょっとややこしいんですけどもあるんですけども。大きな形での土地利用というのに対してちょっと一定の制限がかかっているという意味合いで思ってもらったらいいのかなと。実際、こんなの言ったら悪いんですけども、山の中なのでそこに行く道もそないにねという話があると思うので、土地利用がされへんやろうという意味合いもあるのかなというイメージで思っただければわかりやすいのかなと思います。以上です。

〈議長：増田会長〉

都道府県の中では、ほぼ都市計画区域で府域全域、都道府県域全域で都市計画区域の網をかぶっているというのは大阪府だけです。他の府県はかなりの部分が都市計画区域外の部分を、郡部を含んでいるということですね。大阪の場合は、ほぼ生駒山系の上、金剛山の上まで都市計画区域になっていて、都市行政が及ぶと、唯一歴史的な経緯があって、和歌山と岬町の県境のところだけはかなり郡部だという

ことで都市計画区域外となっているということです。少し前までは、一部、千早赤阪村と能勢町のところに都市計画区域外があったんですけども、まあ、市街化区域を設定されて下水道整備とか進捗するというようなことになって、だいたい大阪府全域が都市計画法の及ぶ区域だと言う風な反対に特異な事例と言っているかもしれません。

他いかがでしょうか。佐久間委員、どうぞ。

《佐久間委員》

あの、今回の区域区分の大阪府からの投げかけとはちょっと別なんですけれども、さきほどもありましたように、人口が減っていく中でコンパクトなまちづくりという観点においては、都市施設の整備とかそういう点でも、大阪府の広域な調整の役割がすごく大きくなっていくと思うんですけども、今ざっと、この原案を見させていただいたところで、まあ検討が行われるぐらいの書き方にしかないので、もう少し、この場で言う意味のある位置づけになるのかはわからないんですけども、もし可能であれば、広域調整の役割で施設を例えば複数市町村で協議の上決めていくといったことで、大阪府の役割って大きくなっていくと思いますので、そういった形の意見が何か届けられたらなと思います。

《議長：増田会長》

いかがでしょうか。これ多分意見書として付けるレベルではないと思うんですよね。ただし、この審議会としてやはり広域行政の在り方としてコンパクトシティを目指していくのだったら、基本的にはやはり広域行政体として市町村を越えた南部大阪としての調整機能というのをもう少し明確化していく必要があるのではないのでしょうかとこういう意見が出されていたというレベルでは伝えることはできますか。

《事務局：仲野》

ちょっと大阪府さんとも調整させていただきたいんですけども、意見としては支障がないものやと、ただ今後運用していく中で、そういう大阪府としてのあれを担ってほしいと意味合いであれば、多分可能やと思うので、意見の内容というのはちょっと調整させていただいた中で、付帯意見みたいなイメージになるのですかね。それやったら、多分可能やと思いますので。

《議長：増田会長》

はい、よろしいでしょうかね。多分今求められているのは変更に対してどういう評価をしますかということで、今、ご議論いただいたように大きな変更ではなくて、むしろ少子高齢社会に対応してコンパクト化を明確化したということです。それで結構ですというほぼ意見になるかと思うんですけども、今後それを運用していく中で、広域行政体としての調整機能というようなものに期待するみたいな意見が出されているというようなことは伝えていただいてもいいのかなと思いますけれども。

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは、これ諮問案件でございますので、まず、皆さんにお諮りしたいと思いますけれども、変更案に関しまして「意見なし」ということでよろしいでしょうか。

《委員》

異議なし。

《議長：増田会長》

ありがとうございます。それにプラスして、佐久間委員からご提案のあった内容を大阪府に伝えていただくということで、伝え方については、少し事務局の方で調整をいただいております。

はい、ありがとうございました。これでほぼ1時間ぐらいになって、議題も半分終わりましたので、ここで11時5分ぐらいまで休憩を取りたいと思いますので、11時5分からの再開ということによりお願いしたいと思います。

— 休 憩 —

《議長：増田会長》

事務局の方よりご説明をお願いしたいと思います。

《事務局：鷹野》

まちづくり推進課の鷹野と申します。

それでは、報告1「都市計画道路の見直しについて」の説明に入ります。資料は29ページをご参照ください。

前回の本審議会でも報告しましたように、現在本市では、都市計画道路の見直しに取り組んでおります。平成25年の都市計画道路見直しにより現在の本市域の都市計画道路の決定状況はオレンジ色で示すとおりとなります。今回の見直し対象路線は、赤で囲っております、本市域の西側の大阪狭山市との境界付近における、五軒家金剛東線、金剛青葉丘線、川西半田線で、これらは現在、青色で示した区間につきましては、既に整備が完了しており、赤色で示した区間につきましては、現在も未整備という状況となっております。これらの路線については、平成25年の見直しの際に、隣接する大阪狭山市との調整が必要として「保留」の方針としておりましたが、今回、方向性が決定したため、黄色で示す区間について改めて廃止の都市計画変更を行うものです。

前回の本審議会以降の協議経過といたしましては、大阪府と下協議を行いました。その後、今回の変更案について住民説明会を行い、本日に至っております。それでは、先日開催いたしました住民説明会の内容について報告させていただきたいと思っております。

日時は、10月30日金曜日、11月1日日曜日の計2日間、場所は、大阪狭山市役所で、見直しの内容が関連することから、大阪狭山市と合同で開催いたしました。周知につきましては、地権者へは、直接案内を送付し、加えて大阪狭山市及び本市の広報誌及びウェブサイトにて周知いたしました。参加者は、1日目が18名、2日目が7名の計25名にご参加いただきました。なお、権利者は、富田林市・大阪狭山市合わせ約90名に対し案内をしております。

説明会では、五軒家金剛東線の全区間の廃止、金剛青葉丘線の赤色で示した一部区間の決定権者を富田林市から大阪狭山市へ変更、川西半田線の赤色で示した一部区間の廃止、大阪狭山市決定の金剛泉北線の赤色で示した一部区間の廃止、これらについて、見直しに至った経緯、今後の影響等について説明

をしました。

まず、経緯としましては、前回の本審議会でも説明をしましたように、昭和30年代から40年代に大阪府内では多くの都市計画道路が都市計画決定され、社会情勢の変化からその多くが事業未着手となり、長く権利制限をかけた状況を招いています。このような状況を受け、全国的にも長期未着手の都市計画道路について再点検及び見直しが進み、大阪府におきまして平成23年に「都市計画（道路）見直しの基本方針」を策定しております。この基本方針に基づいて本市及び大阪狭山市も、平成23年度から25年度にかけて都市計画道路の見直しを実施し、その際に保留の方針としていた路線について今回改めて見直しを行う旨、説明をしました。

地権者への都市計画道路廃止後の影響についてですが、大きく2つが挙げられますが、1つ目として、これまで都市計画道路計画地にかかっていた建築制限がなくなることにより、階数や構造の制限がなくなること、2つ目として、建築制限により権利を制限される事情を考慮し、税額補正による固定資産税の減額措置を受けていた土地は、建築制限がなくなること、減額措置がなくなることについて説明をいたしました。これらの内容を受け、参加者より受けました質問とそれに対する両市の考え方について報告いたします。

まず1つ目に、今回の説明会の意見の内容によっては、廃止の方針を検討しなおすということはあるか、との質問を受けました。

市では、道路事業に充当する予算にも制約がある中で、実現性の低い道路にいつまでも権利制限をかけているという問題も含め、案を作成していますので、そのへんについてもご理解いただきたいということ、最終の決定については、都市計画審議会で行うため、説明会に出た意見について両市の都市計画審議会に報告し、その内容を踏まえ審議し、都市計画決定をすることとなる旨、回答しております。

次に、地権者の方は、都市計画道路があるために建築制限が課されていたが、それについても理解した上で廃止の計画をしているのか、との質問を受けました。

今回の説明会が、長期にわたって権利制限をかけてきた地権者に対してこれまでの経緯や今後の影響についてご理解いただけるよう説明するためのものであり、この案に対して意見がある場合は、都市計画の手続きの中で今後、都市計画案の公告・縦覧の段階にてご意見をうかがう機会を設ける旨、回答しております。本市に関連するご質問につきましては、以上になります。

その他ご意見もいただきましたが、大阪狭山市における現道の拡幅等に関する要望がほとんどでした。

これにつきましては、道路事業には、都市計画事業以外に交通安全事業、道路改良事業と多数の事業があり、都市計画道路廃止後は、要望等があった際に他の事業により道路整備を進めていくこととなります。今後も要望等を踏まえ、道路整備に取り組む旨大阪狭山市より回答しております。以上が住民説明会の報告となります。

最後に、今後のスケジュールですが、本審議会終了後、意見照会にうつります。今回の変更案につきましては、大阪狭山市に対しても意見照会を行い、意見なしとの回答を得ています。その後、大阪府より意見回答が得られましたら、大阪府と本協議を行います。これについて、大阪府より回答が得られましたら、都市計画案について公告・縦覧を行ったあと、来年2月に開催を予定しております。次回の本審議会にてご審議いただき、議決が得られましたら、都市計画決定の告示・縦覧後、施行という流れになります。今後は、次回の本審議会での議決に向け、大阪府の方と都市計画法に関する手続きを進めていく予定となりますので、よろしくお願いいたします。

以上で報告1「都市計画道路の見直しについて」の説明を終わります。ありがとうございました。

〈議長：増田会長〉

はい、ありがとうございました。報告1「都市計画道路の見直しについて」、これ報告案件でご説明をいただきましたけれどもご意見もしくはご質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

〈佐久間委員〉

あの、今の住民説明会の質問とご意見が2点あったと思うんですけども、文字にしてあると、ニュアンスがちょっと伝わってなくて、質問させていただきたいのですが、例えば、廃止の方針を検討しなおすことはあるか、とか、建築制限の理解をしているのかということは、素朴な疑問なのか、割と反対をしたいんだけど、そもそも反対が届けられる場なのか、という反対の趣旨での質問なのか、そもそも素朴な疑問としての意見なのかっていうのがちょっと読み取れなかったので、もう少しこのニュアンスであるとか、質問されている方が地権者の方なのか、周辺のお住まいの方なのかっていうところをちょっと補足いただければと思います。いかがでしょうか。

〈議長：増田会長〉

はい、いかがでしょうか。

〈事務局：鷹野〉

意見をいただいた方の大半の方というのが、地権者の方が出席されている場合が多かったので、地権者の方になるんですけども、反対というニュアンスというより、この説明会の意義というか、この変更案に対して意見をした場合、結果、あとの手続きとして、廃止という方針が変わっていくのかどうかという感じなので、反対という感覚ではないという風にとってはおります。

〈議長：増田会長〉

はい、どうぞ。

〈佐久間委員〉

関連してですけども、じゃあ住民の方が意見を言う手続きっていうのは、用意されてるんですけど。

〈事務局：鷹野〉

今後の手続きの中になるんですけども、スライドで前に表示しております、都市計画案の公告・縦覧、17条縦覧という手続きが今後控えているんですけども、その中で、地権者の方も含め、市民の方も含め、意見というのは出していただける状況にはなっております。

〈議長：増田会長〉

はい、よろしいでしょうか。はい。他いかがでしょうか。はい、山内委員どうぞ。

〈山内委員〉

素朴な話ですみませんが、この道路って言ったら都市計画でなくなったらなくなるのかな、と単純に思いますけども、あと交通安全、道路改良ですぐ道路はなくなる言えんけど、都市計画で整備しないというだけで、道路はずっと残っていくと。半永久的に。

〈事務局：鷹野〉

現道の道路は、永久的に残ることにはなります。

〈山内委員〉

ただし、将来に備えてのいろんな地権者の制限がなくなってくと。

〈事務局：鷹野〉

そうですね。都市計画としてひいていたラインが今回の廃止によって消え、

〈山内委員〉

ということは、道がおかしくなったからなんとかしてくれとかいう話は受け付けるわけですね、これからも。

〈事務局：鷹野〉

別の事業での、要望があればという形にはなります。

〈山内委員〉

そうすると、何が違うんですか。都市計画上の道路になったらもっとコンクリとかきちっとなるとか。

〈事務局：鷹野〉

都市計画道路によって地権者の方に建築制限というのが

〈山内委員〉

わかりますけどね、もしこれが、都市計画道路が実行されたというたら何が今の道路と変わってくるんですか。今の状態と。

〈議長：増田会長〉

簡単に言えば、都市計画決定をすると、計画幅員である一定の区間が、それに対して道路改良みたいなことをやると交差点で少し安全上の問題が出たりとか、そこで少し渋滞の問題が出たら交差点改良みたいな部分改良で対応して、問題解決していこうとそういうやり方が道路事業でやってるということですね。

〈山内委員〉

都市計画で対応するというのは幅員が主な。

〈議長：増田会長〉

そうそう。幅員もそうですし、交差点もそうですけど、かなりの区間がそういう形で設定されますので。

〈山内委員〉

道路の一定の定義があって、それに合っていない道路なんですね。

〈議長：増田会長〉

道路の定義としては合ってますけれども、基本的には、部分改良の方法論というのが都市計画上の交差点だけの改良みたいなやつは都市計画事業にないものですから、道路事業みたいなところでやると。

〈山内委員〉

都市計画に入った道路と入らへん道路の違いがちょっとまだよくわからんなあ。

〈議長：増田会長〉

都市計画道路というのは、基本的には将来の交通量需要予測をして、それを処理するための形として、ある一定区間の道路改良なり拡幅改良なりをしていくと。で、今現在は将来の交通量予測をしていくと、やはり少子高齢化やとか、車から離れてきてますので、全幅を全部改良する必要性はないと。それと、長いことやれへんのに、建築制限をずっとかけ続けてると。それによって改善すると。ただし、生活上いろんな交差点で問題が出てきた場合には、別途やれる方法論はありますよと。都市計画事業から外したから何もできませんという話ではありませんという説明をされたということですね。よろしいでしょうか。はい、他いかがでしょうか。だいたいよろしいですか。

これに関しましては、さきほども佐久間委員へのご説明で出たように、地権者の方、あるいは周辺の居住者の方も、もしも意見があれば、この公告・縦覧という手続きが今後オープンにされますので、その中で意見書の提出いうことはできると。我々はもしもその意見書の提出があったら、その意見書も勘案しながら、ここで審議をして案を認めるか認めないかという審議をここですするという、こういう手続きになるということですので、よろしくお願ひしたいと思います。はい、ありがとうございました。

それでは、報告案件の2「市街化調整区域における地区計画の提案」につきまして、ご説明よろしくお願ひしたいと思います。

〈事務局：尾崎〉

それでは、報告2「市街化調整区域における地区計画の提案（錦織北二丁目地区）」について説明させていただきます。お手元の資料では39ページになります。

この地区計画は、平成27年11月6日に、株式会社東洋精工から富田林市に対し都市計画提案されたものです。計画場所は、錦織北二丁目及び錦織北三丁目、計画区域面積は約1.1ha、建物用途は工場での計画となっております。地図上に赤色で示した箇所が今回の計画地になります。計画地から南

西側約300メートルに大阪大谷大学、南東側約500メートルには近鉄滝谷不動駅、また、大阪外環状線、廿山南交差点に繋がる府道森屋狭山線沿道に位置しており、本市の「市街化調整区域における地区計画ガイドライン」における、非住居系の幹線道路沿道型での提案となっています。

今回提案があった区域につきましては、昭和30年代から区域の一部で工場としての利用を始め、年数の経過と共に規模を少しずつ拡大し、現在、建設機械や農作業機械のゴムキャタピラ、また道路や橋梁の免振ゴムなど、幅広くゴム製品を製造されています。また、工場周辺には戸建住宅などが建ち並びとともに、農地も見受けられ、土地利用が混在した状況になっています。

次に提案の理由についてですが、昭和34年より当敷地にて工場を営んでおりますが、現在の工場敷地には緑地・雨水抑制施設も無い状態となっております。時代の変遷に伴い周辺には住宅・教育施設等が建設され、当工場についても良好な敷地状況に改善するとともに地域環境の改善とまちづくりに貢献できるようにと提案されています。

ご覧いただいております現況写真でも確認いただけるように、敷地には既に建物が複数建っています。提案者はこれら既存建物の耐震改修及び一部建替えを計画されており、土地利用計画図で、ピンク色に着色されている建物が改修予定、グレーに着色されている建物が新たに建築される予定となっています。また、今まで敷地には無かった緑地を緑色の箇所に、雨水の流出を抑制する施設として浸透式アスファルトをご覧の箇所に計画されております。

本日は、まず本市に対して事業者より都市計画提案があったという事について報告させていただいた訳であります。今後は大阪府との協議、また、都市計画法に基づく縦覧を行っていくとともに、次回の本審議会において、内容についてもう少し詳細に説明をさせていただく予定ですので、次回以降につきましても、よろしくお願いいたします。

以上で、報告2「市街化調整区域における地区計画の提案（錦織北二丁目地区）」について説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

《議長：増田会長》

はい。ただいま報告いただきました報告2地区計画が提出されたという報告で、まだ中身はまだこれからということですが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

これから、少し中身が出てきてここにご報告をいただいて、意見交換をしていくと、そういうことになるのかなと思うんですけども。よろしいでしょうか。

はい。ありがとうございました。それでは、ご報告を受けたということでございます。今日予定しておりました議案としましては、議第1号、第2号、第3号、報告案件の1、2が終わりまして、最後の案件でございます。その他1ということ、「議事録のウェブサイトへの公開について」、ここでもご提案をいただいた内容について、どう取り扱っていくかと。ご説明のほどよろしくお願いいたします。

《事務局：加茂》

それでは、その他1としまして、「議事録ウェブサイトへの公開について」、説明させていただきます。お手元の資料では43ページになります。

本年度第1回の本審議会にて、議事録ウェブサイトへの公開について、ご意見をいただきました。いただいたご意見を踏まえ、事務局内で議事録の取扱いについて検討させていただいた結果、議事録ウェブサイトへの公開に併せて、議事録署名人についても、取扱いを変更させていただきたいと考えております。それでは、以上の点について、事務局の変更案をご説明させていただきます。

資料としてもお配りさせていただいているとおり、本審議会の議事録には、会議の日時及び場所、調査審議の内容、出席された委員の方々の氏名を記載しております。また、都市計画変更等についての事務局の説明や、それに対する委員の皆さまのご意見についても記載しておりますが、これらの情報は、現在、市情報公開コーナーにおいて、紙媒体でのみ公開をさせていただいております。

しかし、近年の情報公開を取り巻く社会情勢は以前より変化しており、紙媒体と同様に、ウェブサイト上においても情報公開を行う自治体が増加しております。

本市の会議の公開に関する指針においても、会議録又は会議の結果について、市民等の閲覧に供すること等により公表に努めるものとする、としており、更に、同指針の取扱要領において、市民等の閲覧に供するとは、市のウェブサイトでの公開も含む、としております。

以上のことから、従来の紙媒体での情報公開に加え、市まちづくり推進課ウェブサイトにおいても、議事録の公開をさせていただきます。

なお、「会議の公開に関する指針・取扱要領」が平成17年4月1日に実施されたことから、こちらに合わせる形で、公開する議事録は、平成17年度以降のものとしていただきたいと思います。

また、今回の変更と併せて、これまで市情報公開コーナーにおいて公表していた本審議会の開催予定についても、従来の周知方法に加え、市まちづくり推進課ウェブサイトでも周知を行わせていただきます。

次に、議事録署名人の変更について、事務局の変更案をご説明させていただきます。

現状では、事務局において議事録を作成させていただいた後、会長に内容の確認と署名をいただいておりますが、前回の本審議会でもいただいたご意見と、他市町村の議事録の運用状況を踏まえた結果、以下のとおり議事録の署名に関する運用を変更させていただきます。

内容としましては、議事録へ署名する者を、会議の始めに会長が指名する委員1名とし、実際の指名の基準につきましては、会長に一任させていただきたいと考えております。

以上で、その他1「議事録ウェブサイトへの公開について」の説明を終わります。ありがとうございました。

〈議長：増田会長〉

ただいまご説明ございましたように、前回この会議の中でいただいた意見を受けて、運用としてこういう形で運用していきたいというご報告を受けましたけれどもいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、山内委員どうぞ。

〈山内委員〉

2点だけ、1つは議事録があることすら僕は知りませんでしたけれども、まあ前は聞きましたけど、これ紙媒体で何であれ公開する限りは言うた人に見せるのがまず事前にね、これやっぱり常識的な手続きじゃないかと思うのが1点と、もう1つは、今日のは非常に勉強になりました。都市計画の動きがコンパクトシティ、まあずっと前から言われていることですがけれども、改めて道路にだって少子化とか、

モチベーション変わってきます。やっぱりそういうことを踏まえながらやるのは大変なことやなあ。でもそういう風に説明されると、これが我々の全員の共通課題であるということがわかるんですよ。それがわからん限り、こんな話、絶対誰も関心持たないんです。道路がどこにひかれようと、そんなもん俺関係ないわってなもんで。でも、その背後にある社会変化というのを知ったときに、「あ、同じ問題を抱えてるねんな」とわかるんですよ。それをやっぱりまず、示さないと。僕ね、1番富田林市の公開で遅れてるというか不満に思うのが、外国では少なくとも公開というのは、生のデータを見せるのが公開じゃないんですね。それをどうしたら理解してもらえるか、どうしたら市民がそれを自分の課題として感じてくれるかということ工夫して出すのが公開やのに、来たら見せてあげるわってなもんですよ、これ。それね、なんぼそんな精神でウェブを作っても、ウェブって書いたらええやろってなもんやけど、パブコメもしたらええやろってな感じで、誰も関心持ちませんよ。持たない方にも問題はあんねんけど。

やっぱりこのまちづくり政策ってのは、今までのマスタープランの作り方も非常にそういう意味では配慮されてる、市役所の中では、よいしょするわけではないけど、1番そういう面では配慮されてる、プロセスを踏んでおられると思うんですね。だからこうして、ウェブサイトを出されるに当たってやっぱりそのへんを考えていただきたい。

1つの提案としては、例えば会長に今日の雑談でしたとかあるいはコンパクトシティとか今日の議題を検討するときの時代的背景とかね、そういうものをちょっとこう解説していただいてね、今日は何のための審議会かということもね、ちらっと冒頭に書いていただいたらね、もしそれだけ読んだだけでも、他読むことはありませんわ、中は。要は、法律に基づいて決めてまんねんということですよ。ほとんどですよ、それが。でもそれはそれで大事なことですよ。でも、そんなことでは僕もったいないと思う。こんだけの人が集まってね。だから、どうせウェブで公開すんねやったら、やっぱり会長にあるいは佐久間さんでも代理で今日の会合、審議したことや諮問したことの本質的っていうか社会的な意味っていうのをちょっと冒頭に書いていただいたらね、関心が出るんか、それが本当の情報公開なんですよ。

情報公開の意識を市役所自身が、自らまちづくり政策が身を持って示していくぐらいの気概でね、ウェブの公開をご検討いただきたい。

それから、整理します、1点は、出す限りは発言した人に確認せなあかんのちゃいまんのと。2点目は、どうせ公開すんねやったら本当の意味の情報公開を検討してほしいと、実質的な。以上です。

〈議長：増田会長〉

はい、いかがでしょうか。事務局の方向かありますか。

あの、多分全員の事前チェックというのは、ものすごい事務的煩雑のあるものですから、大変でやってる市町村というのはほとんどないですね。むしろ、その意味で議事録署名人を会長以外に指定して、その人にきっちり目を通していただくというこういうやり方を、

〈山内委員〉

今、パソコンがありますからね。メールでもろたらメールですぐ返事返せます。

〈議長：増田会長〉

そのへん皆さんいかがでしょうかね、事務局の方というよりはむしろ、本当にそこまで必要性があるかどうかということですけども。

《山内委員》

必要性というよりも常識的なことですよ。実務的にできないということと、やっぱり常識的にはすべき問題というのは、意識するのとは随分違うと思いますけどね。

《佐久間委員》

今の発言者の確認についてですけども、個人的には、しゃべりがうまくないので、文字にすると意味が伝わらないことがよくありますので、電子メールで期限を1週間ぐらいできていただいて、返事がなければ進めていただくとか、進めやすい形にさせていただいて、もし意見があれば修正依頼をさせていただくような形で、負担のかからない形で、こちら素早い回答を心掛けるということで、見せていただくだけでも安心をするかなという風にも思います。メールなどでご負担のかからない限りでということでもいいかとは思いますが、ご検討いただければなとは思いますが。

《議長：増田会長》

もう一つね、問題なのは、基本的には議事録の公開ですけども、いろんなところで後で修文をするというのはむしろ避けてるんですね。やはり、テープ起こしをして、その時の状況を忠実に再現をして、よっぽどテープが飛んでてフォローできないとか、少し表現を言い間違ったところぐらいの修正はあってもいいと思うんですけど、主旨が非常に伝わりにくいので、それをもう少し文字媒体として修文して、伝わるようにというそういう修正はあまりやってないんですね。むしろ、やはりその時のテープを忠実に再現をして、よっぽど舌を噛んだようなところだけを修正する、というのが原則やと思うんですよ。そうでないと、後でかなり修文してしまいますと、その時の議論が本当に客観性を持っていたかみたいな話になりますので、それが1点やと思うんです。

で、もう1点は、皆さん方の確認をしていただけるかどうかというのは、事務的な手間もあるでしょうけど、それは1度事務局の方でご確認いただいて、今、佐久間委員がおっしゃったように期限つきです、メールで配信をいただいて、自分の発言のところ気になる場所がもしもあった場合には、少し目を通していただいてということでもいいかもしれないんですけども、そのへんは今すぐ事務局、何かお答えは出ますか、どうですか。

《事務局：仲野》

はい、今まで議事録をまとめている中では、会議の冒頭でもお話させてもらったみたいに録音させていただいています。これを、そっくりそのまま原文を起こさせていただいて、増田会長がおっしゃったみたいに言い間違いとか、明らかにこれはっていうところだけは、訂正はさせていただいてるんですよ。

ただ、基本的には、もう原文そのまま起こさせていただいています。やっぱりそこで、齟齬じゃないんですけどもね、こちらの解釈が出てくるとまた話がおかしくなる部分もあるのかなというところがあります。ただ、さきほどちょっとあった、メールとかね、そのへんはちょっと一度、中でどういう対応ができるかというのは1度検討させていただきまして、また次回の審議会で報告させていただけるか

など。ここでちょっとすみません、即答はちょっと。

《議長：増田会長》

そうですね。多分ね、議事録署名人を立ててやるということは、我々の審議会の正式な対応としては、要するに、事務局と会長とそのときの議事録署名人とで責任を持つと。ただし、非公式的には、1度皆さん方の目を通していただくという手続きをするというような、そんな対応になろうかと思うんですね。そうでないと、全員の議事録確認をしてということになると、非常に長大な負荷をかけてしまうことになりますので、そんな当たりでできるかどうかを少し考えていただければと。1点目はですね。

で、もう1点目は、これは今後の行政全般におけるアカウントビリティー能力をどう高めていくかという話、説明責任能力をどう高めていくかという話ですけれども、そのへんは何か事務局今後の課題というんか、今日なんかでも基本的には私は今日の資料、これ資料も一緒に公開されているわけですよ。

《事務局：仲野》

いや、それがちょっとさっき言った、うちの能力上データをのせると、すごい容量になっちゃうんで、パワーポイントでどうしても作っているもので、データ容量がすごい大きいんでね、多分あまりアップできない状況に陥るんですよ。だから、山内委員おっしゃったみたいにね、それをもうちょっと概略的にまとめるような話っていうのは対応できるのかなと。まあ、結局それをどういう媒体で載せるかっていうところもね、うちのウェブの能力をちょっと確認しないと。

今回、事務局で議論していく中でね、この今までの資料とかを掲載した方がいいんじゃないかというのは、中でも議論したんですけど、やっぱり、その能力的なものっていうのがどうしてもどこかで出てきてしまうので。例えば、1回こっきりだけ載せるとかやったら多分できるんですよ。これをずっと載せていくっていうのが、多分能力的にしんどいなっていう話が出てくるので、そこも含めて一度ちょっと中で検討させていただければと。

《議長：増田会長》

従いまして、議事録は、基本的にはウェブで公開して、基本的には忠実に公開すると。1つの検討課題としては、その前に、概要版みたいなやつを1ページつけて議事録を公開するかどうかという議論になろうかと思えますね。概要っていうのはどんな主旨で、何が議論されたんですかっていうことを概要としてまとめるというのが、そういうことをやっているところもあります。概要と本編全体を公開しているところもありますので、そのへんについては1度事務局の方で私もお相談に乗りながら少しご検討して、回答いただくと。

で、これ議事録の公開はいつごろから想定されてたんですか。今でも紙媒体では公開されてますけれども。

《事務局：仲野》

今回これで、ご提案させていただいて、了承得られましたら次回の審議会からアップしようかなと思ってましたので、とりあえず例えば議事録だけご承認いただけるのであれば次回、2月頃を予定しているんですけど、から対応させていただきたいと。で、併せまして、さきほどちょっと言いました、平

成17年くらいまでを遡れますので、そこから議事録をアップしたいなという風に思っております。

《議長：増田会長》

もう1点あの1ページ目、表に概要をつけるかどうかについては少し検討させていただいて時間をとりたいと思います。基本的には、あまり先延ばししたくないもんですから、ご意見もいただいておりますので、次回から忠実なテープ起こしした議事録案を出して、議事録署名人に署名いただいて出すということで、皆さん1つ合意をいただければと。概要版については、どうするかというのは少し預らせていただくということよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。他よろしいでしょうか。

それでは、一応今日予定しておりました案件、12時前にまでなってしまいましたけれども、無事終わることができました。ご協力をいただきまして、ありがとうございました。これをもちまして、平成27年度第2回富田林市都市計画審議会を終了させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

《委員》

ありがとうございました。